

病後児保育室 そらいろ

～よくあるご質問 Q&A～

Q：登録をまだ行っていないが、急に利用しなくなった時、どうすればよいですか？

A：教育委員会事務局へご連絡ください。登録と利用申請を同時に行っていただきます。前日までであれば利用は可能です。

Q：どんなとき、病後児保育室を利用できますか？

A：例えば、こんなときにご利用できます。

- ・熱が下がってきたが、まだ微熱がある。（※解熱剤は24時間使用していない。）
- ・嘔吐がなく、下痢が収まってきたが、まだ便が緩く心配である。
- ・骨折によりギプスをしているため集団生活に不安がある。

Q：利用を断られる場合がありますか？

- A：①医師から入院が必要と診断されたり、病後児保育の利用が難しいと判断された場合
②施設の定員に達した場合
③医師連絡票の記載内容がお子様の問診と異なっている場合
※この場合、再度医師から診断を受けていただく必要があります。
④送迎時または予約時の問診にお答えいただけない場合
⑤その他、病後児保育室の運営に支障をきたすと町が判断した場合

Q：回復期の判断はどのように行うのですか？

A：医師が判断します。病後児保育室では、医師からの診療情報提供書に基づき、来室時に看護師・保育士が問診を行います。病後児保育室は病院と併設していないため、お子さんの容態が診療情報提供書と異なる場合、再度医師による診察の受診をお願いする場合があります。

Q：診療情報提供書の発行は無料ですか？

A：健康保険給付対象となり、月1回に限り無料となります。

Q：利用料金はいつ支払えばいいですか？

A：利用する当日、来室時にお支払いいただきます。

Q：利用開始後、保護者または緊急連絡先に連絡があるのはどんな時ですか？

A：例として、

- ・お子さんの症状が急変し、保育室でのお預かりが困難になったとき
 - ・災害が発生し、施設での安全なお預かりが困難になったとき
- などが考えられます。

Q：病後児保育室利用日の幼稚園や学校の出欠の取り扱いはどのようになりますか？

A：病後児保育室はあくまで家庭で保育することが難しい児童の療養の場であり、教育機関ではありませんので、事故や怪我でお休みする児童と同様に欠席扱いとなります。

その他分からないこと・気になることはいの町教育委員会事務局までお問い合わせください

いの町教育委員会事務局 TEL：088-893-1922